

入札説明書等の修正(新旧対照表)

令和元年9月27日に公表した「瑞浪超深地層研究所の坑道埋め戻し等事業」の入札説明書等を次のとおり修正する。

通番	資料名	頁数	項目名	修正前(9月27日公表)	修正後(10月18日公表)
1	入札説明書	17	4. 入札に関する事項 (2)入札説明書等に関する質問受付及び質問回答の公表 ウ 回答	質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、第1回質問の回答は令和元年11月5日(火)までに、第2回質問の回答は令和元年11月25日(月)までに、機構ホームページへの掲載等、適宜な方法により公表する。	質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、第1回質問の回答は令和元年10月中旬までに、第2回質問の回答は令和元年11月中旬までに、機構ホームページへの掲載等、適宜な方法により公表する。
2	入札説明書	22	4. 入札に関する事項 (8)入札保証金及び契約保証金 2) 契約保証金 アイ	なお、入札の結果低入札価格調査の対象となった場合は、同上の10分の3以上とする。	(削除)
3	入札説明書	31	7. 契約に関する事項 (2)特別目的会社の設立等	本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合、落札者は本事業を実施する会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社として特別目的会社を瑞浪市内に設立する。	本事業に係る入札の結果、落札者として決定した場合、落札者は本事業を実施する会社法(平成17年法律第87号)に定める株式会社として特別目的会社を設立する。
4	入札説明書	40	別紙2 2. サービス対価の仕組み (1)年度あたりのサービス対価について	また、年度毎のサービス対価が一定額であれば、年度毎の各対価の内訳については、一定額である必要はない。	また、年度毎のサービス対価が上上限額の範囲内であれば、年度毎の各対価の内訳については、一定額である必要はない。
5	入札説明書	41	別紙2 2. サービス対価の仕組み (2)埋め戻し等対価	なお、当該対価に該当する費目については、<様式45>設計内訳書を参照すること。	なお、当該対価に該当する費目については、<様式46>設計内訳書の「名称」に記載の項目とあわせること。
6	入札説明書	41	別紙2 2. サービス対価の仕組み (2)埋め戻し等対価 2)立替払対価(B)	坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用のうち、次の①と②をあわせた金額をいう。	坑道の埋め戻し及び原状回復に係る費用のうち、次のアとイをあわせた金額をいう。
7	入札説明書	42	別紙2 2. サービス対価の仕組み (3)環境モニタリング調査対価 (C)	なお、当該対価に該当する費目については、<様式45>設計内訳書を参照すること。	なお、当該対価に該当する費目については、<様式46>設計内訳書の「名称」に記載の項目とあわせること。

通番	資料名	頁数	項目名	修正前(9月27日公表)	修正後(10月18日公表)
8	入札説明書	42	別紙2 2. サービス対価の仕組み (4)モニタリング設備等撤去対価(D)	(追加)	なお、当該対価のうち、立坑坑口基礎部を含む基礎コンクリートや鋼管杭撤去業務及び研究所用地整地業務にかかる対価については、出来高に応じた支払いとなる。また、引渡を伴わない部分払い(年度をまたぐ業務の支払い)については、出来高の90%の支払いとなる。
9	入札説明書	43	別紙2 2. サービス対価の仕組み (4)モニタリング設備等撤去対価(D)	なお、当該対価に該当する費目については、<様式45>設計内訳書を参照すること。	なお、当該対価に該当する費目については、<様式46>設計内訳書の「名称」に記載の項目とあわせること。
10	入札説明書	48	<別紙2 補足資料>埋め戻し等対価の支払方法について 1. 出来高と一時支払対価等の関係について	半期毎に支払われる状況について、出来高と一次支払い対価の関係について整理すると次のとおりとなる。	出来高と一次支払い対価の関係について整理すると次のとおりとなる。
11	入札説明書	48	<別紙2 補足資料>埋め戻し等対価の支払方法について 1. 出来高と一時支払対価等の関係について ケース1	・提案時の「一時支払対価」がそのまま支払われる($Y1=Y$)。 ・当該支払での立替費用(支払残額)は、実際出来高から一時支払対価を控除した金額となる($P1-Y=Z1$)。	《① $P1 \times 0.9 > Y1$ の場合(実際の出来高の90%が一時支払対価より多い場合)》 ・提案時の「一時支払対価(Y)」がそのまま支払われる($Y1=Y$)。 ・当該支払での立替費用(支払残額)($Z1$)は、実際出来高から一時支払対価($Y1$)を控除した金額となる($P1-Y=Z1$)。 《② $P1 \times 0.9 < Y1$ の場合(実際の出来高の90%が一時支払対価より少ない場合)》 ・提案時の「一時支払対価(Y)」ではなく、実際の出来高の90%が支払われる($Y1=P1 \times 0.9$)。 ・当該支払での立替費用(支払残額)($Z1$)は、実際出来高($P1$)から一時支払対価($Y1$)を控除した金額となる($P1-P1 \times 0.9=Z1$)。
12	入札説明書	48	<別紙2 補足資料>埋め戻し等対価の支払方法について 1. 出来高と一時支払対価等の関係について ケース2	・「実際出来高」が支払われる($Y2=P2$)。 ・この場合、立替費用になる金額はない。(Z=0)	・「実際出来高」の90%が支払われる($Y2=P2 \times 0.9$)。 ・この場合、立替費用(支払残額)($Z2$)は、実際出来高($P2$)から一時支払対価($Y2$)を控除した額となる($P2-P2 \times 0.9=Z2$)。
13	入札説明書	48	<別紙2 補足資料>埋め戻し等対価の支払方法について 1. 出来高と一時支払対価等の関係について 図A	(差し替え)	(差し替え)

通番	資料名	頁数	項目名	修正前(9月27日公表)	修正後(10月18日公表)
14	様式26～30	様式26	項目	<p>売上</p> <p>営業収入</p> <p>本事業に係る収入</p> <p>サービス対価(坑道埋め戻し及び原状回復対価)</p> <p>サービス対価(立替払対価)</p> <p>サービス対価(環境モニタリング調査対価)</p> <p>サービス対価(モニタリング設備等撤去対価)</p> <p>費用</p> <p>営業費用(消費税等を除く)</p> <p>本事業に係る費用</p> <p>坑道埋め戻し及び原状回復業務に係る費用</p> <p>埋め戻し費</p> <p>原状回復費</p> <p>その他費用</p> <p>立替手数料</p> <p>環境モニタリング調査業務に要する費用</p> <p>環境モニタリング調査費</p> <p>その他費用</p> <p>モニタリング設備等撤去業務に要する費用</p> <p>モニタリング設備等撤去費</p> <p>(追加)</p> <p>その他管理運営に係る費用</p> <p>SPC設立・管理費用</p> <p>(追加)</p> <p>保険料</p> <p>(追加)</p> <p>公租公課</p> <p>一般管理費</p> <p>その他費用</p> <p>予備費</p>	<p>売上</p> <p>営業収入</p> <p>本事業に係る収入</p> <p>サービス対価(坑道埋め戻し等対価・一時支払対価(A))</p> <p>サービス対価(坑道埋め戻し等対価・立替払対価(B))</p> <p>サービス対価(環境モニタリング調査対価(C))</p> <p>サービス対価(モニタリング設備等撤去対価(D))</p> <p>費用</p> <p>営業費用(消費税等を除く)</p> <p>本事業に係る費用</p> <p>坑道埋め戻し及び原状回復業務に係る費用</p> <p>坑道埋め戻し等工事費</p> <p>瑞浪管理棟他解体工事費</p> <p>その他費用</p> <p>(削除)</p> <p>環境モニタリング調査業務に係る費用</p> <p>環境モニタリング調査費</p> <p>その他費用</p> <p>モニタリング設備等撤去業務に係る費用</p> <p>モニタリング設備等撤去費</p> <p>その他費用</p> <p>その他管理運営に係る費用</p> <p>SPC設立費等(開業費他)</p> <p>SPC管理運営費</p> <p>保険料</p> <p>融資組成手数料等</p> <p>公租公課</p> <p>(削除)</p> <p>その他費用</p> <p>予備費</p>
15	様式26～30	様式27	項目	<p>資金調達</p> <p>出資金</p> <p>借入金</p> <p>金融機関A</p> <p>サービス対価(坑道埋め戻し及び原状回復対価)</p> <p>サービス対価(立替払対価)</p> <p>サービス対価(環境モニタリング調査対価)</p> <p>サービス対価(モニタリング設備等撤去対価)</p> <p>仮受消費税増減</p> <p>その他</p> <p>資金需要</p> <p>投資</p> <p>本事業に係る投資</p> <p>坑道埋め戻し及び原状回復業務に係る費用</p> <p>環境モニタリング調査業務に要する費用</p> <p>モニタリング設備等撤去業務に要する費用</p> <p>その他運営に係る費用</p>	<p>資金調達</p> <p>出資金</p> <p>借入金</p> <p>金融機関A</p> <p>サービス対価(坑道埋め戻し等対価・一時支払対価(A))</p> <p>サービス対価(坑道埋め戻し等対価・立替払対価(B))</p> <p>サービス対価(環境モニタリング調査対価(C))</p> <p>サービス対価(モニタリング設備等撤去対価(D))</p> <p>仮受消費税増減</p> <p>その他</p> <p>資金需要</p> <p>投資</p> <p>本事業に係る投資</p> <p>坑道埋め戻し及び原状回復業務に係る費用</p> <p>環境モニタリング調査業務に係る費用</p> <p>モニタリング設備等撤去業務に係る費用</p> <p>その他管理運営に係る費用</p>

通番	資料名	頁数	項目名	修正前(9月27日公表)	修正後(10月18日公表)
16	様式26～30	様式28	項目	<p>入札金額内訳書(坑道埋め戻し及び原状回復対価の内訳書)</p> <p>坑道埋め戻し及び原状回復対価(割賦手数料除く)の内訳書</p> <p>坑道埋め戻し及び原状回復対価</p> <p>坑道埋め戻し及び原状回復対価(割賦手数料除く) 合計</p> <p>坑道埋め戻し及び原状回復対価(割賦手数料除く)の一時支払いと割賦支払の内訳</p> <p>年度 項目 一時支払対価相当分 割賦支払対価相当分 割賦支払対価累積額</p> <p>坑道埋め戻し及び原状回復対価(割賦手数料除く) 合計</p> <p>坑道埋め戻し及び原状回復対価(割賦手数料分)</p> <p>年度 項目 割賦手数料(割賦金利)</p>	<p>入札金額内訳書(坑道埋め戻し等対価の内訳書)</p> <p>坑道埋め戻し等対価(立替手数料除く)の内訳書</p> <p>坑道埋め戻し等対価</p> <p>坑道埋め戻し等対価(立替手数料除く) 合計</p> <p>坑道埋め戻し等対価(立替手数料除く)の一時支払と立替支払の内訳</p> <p>年度 項目 一時支払対価相当分 立替支払対価相当分 立替支払対価累積額</p> <p>坑道埋め戻し等対価(立替手数料除く) 合計</p> <p>坑道埋め戻し等対価(立替手数料分)</p> <p>年度 項目 立替手数料(立替金利)</p>
17	様式26～30	様式30	項目	<p>入札金額内訳書(モニタリング設備等撤去の内訳書)</p> <p>研究支援対価の内訳書</p>	<p>入札金額内訳書(モニタリング設備等撤去対価の内訳書)</p> <p>モニタリング設備等撤去対価の内訳書</p>
18	様式45 設計内訳総括表	—	シート名	(3B・3C)直工内訳(金抜き)	(3B・3C・3D)直工内訳(金抜き)
19	要求水準書	49	第4章 7節 地下水観測システムの維持管理に関する要求水準 2.モニタリングシステムの維持管理	<p>モニタリング期間中,【別図4.6】、【別表4.4】に示す観測孔内に設置してあるモニタリングシステムについて,以下の維持管理を行うこと。実施年次によって対象となるモニタリングシステムの数量が異なることから,具体的な作業計画については,年度ごとの作業対象,項目,数量の計画を作成し機構担当者と協議を行い,了承を得た上で,作業を実施すること。</p>	<p>モニタリング期間中,【別表4.5】から【別表4.22】に示す観測孔内に設置してあるモニタリングシステムについて,以下の維持管理を行うこと。場所は【別図1.3】を参照すること。実施年次によって対象となるモニタリングシステムの数量が異なることから,【別表4.4】を踏まえた上で具体的な作業計画については,年度ごとの作業対象,項目,数量の計画を作成し機構担当者と協議を行い,了承を得た上で,作業を実施すること。</p>

通番	資料名	頁数	項目名	修正前(9月27日公表)	修正後(10月18日公表)
20	要求水準書	89 90 94 95	別図4.7、4.8、4.12、4.13	(解像度の高い図面に差し替え)	(解像度の高い図面に差し替え)
21	基本協定書(案)	5	第14条 談合等不正行為があった場合の措置 第1項	乙又は丙が、事業契約に関して、第7条第4項第1号ないし第4号の一に該当したときは、甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金(損害賠償の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。	乙又は丙が、事業契約に関して、第7条第4項第1号ないし第4号の一に該当したときは、甲が事業契約を締結するか否か、事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金(損害賠償の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
22	基本協定書(案)	5	第14条 談合等不正行為があった場合の措置 第2項	乙又は丙が、事業契約に関して、第7条第4項第1号ないし第4号の一に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、第1項の違約金に加えて契約金額の100分の5の違約金を別途支払わなければならない。	乙又は丙が、事業契約に関して、第7条第4項第1号ないし第4号の一に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、甲が事業契約を締結するか否か、事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、第1項の違約金に加えて契約金額の100分の5の違約金を別途支払わなければならない。
23	事業契約書(案)	11	第38条 坑道埋め戻し及び原状回復業務の不備 第2項	(追加)	但し、それが事業者の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は、坑道埋め戻し及び原状回復業務が完了した日から10年とする。
24	事業契約書(案)	22	第75条 違約金等 第2項	構成員又は協力会社が、第74条(事業者の債務不履行による契約解除)第3項又は第4項の各号に掲げる事由に該当する場合には、機構が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ機構が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、事業者は、機構の請求に基づき、第1項に定める区分に従って同項記載の違約金を機構の指定する期限までに支払わなければならない。	構成員又は協力会社が、第73条(事業者の債務不履行による契約解除)第3項又は第4項の各号に掲げる事由に該当する場合には、機構が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ機構が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、事業者は、機構の請求に基づき、第1項に定める区分に従って同項記載の違約金を機構の指定する期限までに支払わなければならない。
25	事業契約書(案)	23	第75条 違約金等 第3項	構成員又は協力会社が、第74条(事業者の債務不履行による契約解除)第3項に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、機構が本契約を解除するか否かにかかわらず、第1項の違約金に加えて契約金額の100分の5の違約金を別途支払うものとする。	構成員又は協力会社が、第73条(事業者の債務不履行による契約解除)第3項に該当した場合であって、かつ次の各号の一に該当したときは、機構が本契約を解除するか否かにかかわらず、第1項の違約金に加えて契約金額の100分の5の違約金を別途支払うものとする。
26	事業契約書(案)	38	別紙4	別紙4 サービス対価の金額 (38ページ)	別紙4 サービス対価の構成及び支払い方法 (38ページから47ページの内容に差し替えました)

通番	資料名	頁数	項目名	修正前(9月27日公表)	修正後(10月18日公表)
27	事業契約書(案)	-	別紙5 業務状況の監視及び改善措置について 表1 重大な事象の具体例 「緊急時などの対応の迅速性の欠如」の具体的な事象(例)	44ページ 緊急患者、負傷者の放置_見学者の誘導不備_等	52ページ 緊急患者、負傷者の放置_等